

## 平成26年稲敷市農業委員会第1回総会

〔1月25日〕

- 
- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について  
日程 3 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について  
日程 4 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について  
日程 5 農地転用事実に関する照会書について  
日程 6 農地法第3条に係る買受適格証明願いに対する証明書の交付について  
日程 7 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について  
日程 8 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について  
日程 9 現況証明願いに対する証明書の交付について  
日程10 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）  
日程11 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について
- 

### 本日の会異議に付した事件

- 日程 1 会議録署名委員の指名について  
日程 2 報告第1号  
日程 3 報告第2号  
日程 4 報告第3号  
日程 5 報告第4号  
日程 6 議案第1号  
日程 7 議案第2号  
日程 8 議案第3号  
日程 9 議案第4号  
日程10 議案第5号  
日程11 議案第6号

---

### 出席委員

- |    |       |     |        |
|----|-------|-----|--------|
| 1番 | 宮本昇君  | 17番 | 井戸賀吉男君 |
| 2番 | 関口邦子君 | 18番 | 山口幸一君  |
| 3番 | 蛭原一君  | 19番 | 宮本善助君  |
| 4番 | 村山文雄君 | 20番 | 保科進君   |
| 5番 | 篠崎惣寿君 | 21番 | 清原寿君   |

6番	松本文雄君	22番	加納昭君
7番	吉岡一仁君	23番	飯塚恒雄君
8番	川島昇君	25番	濱田昭一君
9番	小貫和子君	26番	沖野谷秀雄君
10番	千勝忠君	27番	永長秀敏君
11番	山崎健一君	28番	澤邊雅之君
12番	坂本富男君	29番	遠藤一行君
13番	秋本精一君	30番	糸賀泰夫君
15番	坂本一雄君	31番	山下恭一君
16番	古澤真和君	32番	高須一郎君

---

#### 欠席委員

14番	篠崎文夫君	24番	飯田稔君
-----	-------	-----	------

---

#### 出席説明委員

農業委員会事務局長	森川春樹
農業委員会事務局長補佐	飯島伸生
農業委員会事務局係長	井戸賀輝行
農業委員会事務局主査	高橋渉

---

#### ○会長（加納 昭君） 諸般の報告

1月10日（金） 稲敷郡農業委員会協議会会長・局長会議  
 於 つくば市 青木屋  
 出席者 加納 昭会長、森川春樹事務局長

1月22日（水） 稲敷地域アグリフォーラム  
 於 稲敷市生涯学習センター  
 出席者 加納 昭会長、農業委員

---

午後3時10分開会

○農業委員会事務局長（森川春樹君） それでは、ただいまから、平成26年1月の稲敷市農業委員会総会を開催させていただきます。これからの議事進行につきましては、稲敷市

農業委員会会議規則第3条の規定により、会長が議長となり議事進行いたしますのでよろしくをお願いいたします。

○議長（加納 昭君）それでは、議長を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくをお願いいたします。

本日の出席委員は30名です。欠席委員は、14番、篠崎文夫委員、24番、飯田 稔委員の2名であります。よって、農業委員会に関する法律第21条第3項の規定により定足数に達しておりますので、本会議は成立をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりでございます。

---

## 日程 1 会議録署名委員の指名について

○議長（加納 昭君）最初に会議録署名人の指名を行います。

お諮りいたします。

会議録署名人の指名については、議長一任で異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君）異議なしということでございますので、本日の会議録署名人は、18番、山口幸一委員、19番、宮本善助委員、兩名を指名いたします。

---

## 日程 2 報告第1号 農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について

○議長（加納 昭君）それでは審議に入ります。

報告第1号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」を議題といたします。事務局より報告願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）それでは、1ページをお開き願います。

報告第1号、「農地法第5条第1項第6号の規定による市街化区域内の農地転用届出について」でございます。

受理番号1番、江戸崎字荒匂、畑1筆、251平方メートルでございますが、申請地を取得して木造2階建ての自己住宅1棟を建築するものです。

受理番号2番、江戸崎字戸張下、畑1筆、131平方メートルでございますが、申請地を取得して駐車場として利用するものです。

よろしくご承認をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）これは報告事項でございますので、ご承認のほどよろしくをお願いいたします。

---

日程 3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約  
通知について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）2ページをお開き願います。

報告第2号、「農地法第18条第6項の規定による農地の貸借権の合意解約通知について」でございます。

受理番号1番、八千石字八千石ほか1地区、田12筆、18,449平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号2番、伊佐部字伊佐部ほか1地区、田4筆、9,907平方メートルでございますが、耕作者の都合により合意解約するものでございます。

受理番号3番、町田字稲子田ほか3地区、田7筆、畑1筆、計8筆、18,636平方メートルでございますが、所有者の都合により合意解約するものでございます。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

日程 4 報告第3号 民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第3号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」を議題といたします。事務局より報告を願います。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）

報告第3号、「民事執行法等による農地等の売却に伴う現況照会について」でございます。

受理番号1番、水戸地方裁判所龍ヶ崎市支部より照会があったものでございます。高田字蓮沼ほか2地区、田3筆、10,443平方メートルでございますが、農地法の「農地」に該当するため、買受適格者証明書を要する旨、報告いたしました。

受理番号2番、竜ヶ崎税務署より照会のあったものでございます。幸田字仕立洲、田1筆、991平方メートルでございますが、農地法の「農地」に該当するため、買受適格者証明書を要する旨、報告いたしました。

受理番号3番、土浦税務署より照会のあったものでございます。境島字川脇、田1筆、

157平方メートルでございますが、農地法の「農地」に該当しないため、買受適格者証明書を要しない旨、報告いたしました。

よろしくご承認をお願いします。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 5 報告第4号 農地転用事実に関する照会書について

○議長（加納 昭君）続きまして、報告第4号、「農地転用事実に関する照会書について」を議題といたします。事務局より報告をお願いします。

森川事務局長

○農業委員会事務局長（森川春樹君）4ページをお開き願います。

報告第4号、「農地転用事実に関する照会書について」でございます。

受理番号1番、水戸地方法務局龍ヶ崎支局より照会があったものでございます。三次字三次、畑1筆、335平方メートルでございますが、当該地には倉庫が建っておりますが、調査の結果、平成16年5月17日付け、農地法第4条の許可指令が確認されましたので、その旨、回答いたしました。

受理番号2番、水戸地方法務局龍ヶ崎支局より照会があったものでございます。阿波崎字中子、畑1筆、82平方メートルでございますが、当該地は倉庫用敷地として利用されております。調査の結果、農地転用許可の確認はできませんでしたが、現況「非農地」及び原状回復命令は行わない旨、回答いたしました。

○議長（加納 昭君）これもまた、報告事項でございますので、ご承認のほどよろしく願います。

---

#### 日程 6 議案第1号 農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）5ページをお開き願います。

議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」でございます。売買による所有権移転2件、贈与による所有権移転2件、交換による所有権移転2件の計6件でございます。

受理番号1番、信太古渡字西区、畑1筆、1,700平方メートルについてでございますが、渡人は農業経営規模縮小のため、親戚へ贈与するものであります。調査の結果は報

告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号2番、町田字稲子田、田2筆、計2, 531平方メートルについてでございますが、渡人は農地を耕作できないため受人である農業生産法人へ農地を売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号3番、本新、田1筆、畑1筆、計2筆、計3, 325平方メートルについてでございますが、渡人は後継者へ贈与するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号4番、中山字前田、田1筆、1, 277平方メートルについてでございますが、渡人は耕作の利便性を向上させるため農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

受理番号5番、中山字前田、田1筆、1, 470平方メートルについてでございますが、渡人は耕作の利便性を向上させるため農地を交換するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

6ページをお開き願います。

受理番号6番、中山字曾根合ほか1地区、計2地区、畑2筆、計358平方メートルについてでございますが、渡人は相続を受けた農地を親戚に売買するものであります。調査の結果は報告書のとおりで、農地法第3条第2項の各号に該当しないものであり、受人となる許可要件を満たしているものと考えられます。なお、添付すべき必要書類も併せて確認をいたしました。

以上で、議案第1号、受理番号1番から受理番号6番までの説明を終わります。

○議長（加納 昭君）ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

受理番号1番について、澤邊委員より報告をお願いします。

○28番（澤邊雅之君）28番澤邊です。受理番号1番についてご報告いたします。さる1月20日に松本委員と受け人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、レンコン、さつまいも、落花生等を栽培している認定農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は210日であります。経営面積は103アールであります。

す。調査の結果、受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に、受理番号2番について、飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号2番について報告いたします。1月22日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻、ナスを栽培している認定農業者であります。受人の農業生産法人の要件は満たしております。農機具の所有状況は、トラクター5台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台を所有し、また農業用トラック2台も所有しております。経営面積は約1,094アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており、報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号3番について、関口委員より報告をお願いいたします。

○2番（関口邦子君）2番関口です。受理番号3番について報告いたします。1月20日に受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻を栽培している農業者であります。農機具の所有状況は、トラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台を所有しております。農作業従事日数は150日であります。経営面積は185アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得の要件を満たしており報告書の通り間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号4番について、遠藤委員より報告をお願いいたします。

○29番（遠藤一行君）29番遠藤です。受理番号4番について報告いたします。1月17日、山口委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台を所有しております。田植機、コンバイン、乾燥機は市内の知人より借り受けをしております。農作業従事日数は60日であります。世帯員も合わせて180日であります。経営面積は201アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議のほどをお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号5番について、山口委員より報告をお願いいたします。

○18番（山口幸一君）18番山口です。受理番号5番について報告いたします。1月17日、遠藤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受人は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台を共同で、乾燥機1台、農業用トラックを個人で所有しております。農作業従事日数は60日であります。経営面積は270アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）次に受理番号6番について、篠崎惣寿委員より報告をお願いいたします。

○5番（篠崎惣寿君）5番篠崎です。受理番号6番について報告いたします。さる1月18日、遠藤委員と受人の調査をし、申請内容に間違いがないことを確認いたしました。受

は主に水稻栽培している農業者であります。農機具の所有状況はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機2台、軽トラック1台であります。農作業従事日数は150日であります。経営面積は245アールであります。調査の結果受人は農地の権利取得する要件を満たしており報告書の通りで間違いはなく許可相当と考えられます。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君）これで調査員の調査報告を終了します。

○議長（加納 昭君）これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。これより、議案第1号、「農地法第3条の規定による権利の設定、移転の許可について」を採決いたします。

本案は、申請のとおり、許可決定することに賛成の委員の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって、申請のとおり許可することに決定いたしました。

---

## 日程 7 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）7ページをお開き願います。

議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、市崎字作尻、畑1筆、737平方メートルについてでございますが、申請者は自己所有の農地に太陽光発電施設を設置するものであります。太陽光発電施設は平成25年12月6日に発電出力19.5キロワットで経済産業省の認定を受け、250ワット出力の太陽光モジュール84枚をスクリー式の杭を用いた架台で設置し、最大発電量は21キロワット、パワーコンディショナーは4台を設置し最大19.5キロワットを出力します。年間発電量は26,223キロワット時を計画しております。事業地は防草シートで被い、周囲はフェンスで囲い、上下水道は無し雨水は自然浸透となっております。申請地は、都市計画非線引き区域、農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第二種農地と考えられ、別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当するものと考えられます。

以上で議案第2号、受理番号1番の説明を終わります。



○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について飯塚委員より報告をお願いいたします。

○23番（飯塚恒雄君）23番飯塚です。受理番号1番について、さる22日、沖野谷委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく太陽光発電施設用地として利用するものであり、周辺農地にも迷惑がからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第2号、「農地法第4条の規定による許可申請に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 8 議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

井戸賀係長

○農業委員会事務局係長（井戸賀輝行君）8ページをお開き願います。

議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について」でございます。

受理番号1番、羽賀字西ノ谷ほか1地区、畑2筆、計863平方メートルの内631.18平方メートルについてでございますが、携帯電話基地局の工事に伴う作業用地として利用されておりますが、基地局工事が予定期間内に完了しないことが見込まれる為、一時転用の期間を延長するものであります。工事が予定期間内に完了しない理由につきましては、携帯電話基地局の基礎工事を行うにあたり、計画より湧水が多く工法を変更する必要

が発生したため、工期を当初予定の12月31日から4月30日まで延長するものであります。申請地は市街化調整区域で農振農用地区域外であり、土地改良区域外であります。農地区分は第一種農地と考えられ別紙審査表のとおり農地転用許可基準に該当し問題はないものと考えられます。以上で議案第3号受理番号1番の説明を終わります。

○議長（加納 昭君）はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）受理番号1番について、山崎委員より報告をお願いいたします。

○11番（山崎健一君）11番山崎です。受理番号1番について、さる22日村山委員と事務局で現地調査並びに申請書類の審査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いはなく携帯電話基地工事用地として一時転用の許可を受けた期間を延長するものであります。周辺農地にも迷惑がかからないものであります。申請書類の確認もしましたが問題はありませんでした。以上のことから報告書のとおりで、農地転用許可基準を満たしており、許可相当であると考えられます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（加納 昭君）はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）はい、それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより、議案第3号、「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更に対する進達意見決定について」を採決いたします。

本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請書のとおり許可相当として意見進達することに決定いたしました。

---

## 日程 9 議案第4号 現況証明願に対する証明書の交付について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」を議案といたします。事務局の説明をお願いいたします。

高橋主査

○農業委員会事務局係長（高橋 渉君）9ページをお開き願います。

議案第4号、「現況証明願に対する証明書の交付について」でございます。  
非農地証明書の交付2件でございます。

受理番号1番、福田字根岸、田1筆、561平方メートルについての登記地目変更の為の非農地証明書の交付でございます。申請地は20年以上前より農家住宅敷地として利用

されており、牛舎及び農業用倉庫が建築されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

受理番号2番、福田字加知内、田1筆、56平方メートルについて登記地目変更の為の非農地証明証の交付でございます。申請地は、20年以上前より店舗敷地として利用されております。撮影年月日平成2年11月5日の空中写真証明書と始末書が提出されております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、ただいま事務局の説明でございましたが、調査委員の調査報告をお願いいたします。

○議長（加納 昭君） まず、受理番号1番から2番について、飯塚委員長より報告をお願いします。

○23番（飯塚恒雄君） 23番飯塚です。受理番号1番と2番について、さる21日、沖野谷委員と坂本委員、それと事務局で申請書類の審査並びに現地調査を行いました。調査の結果は事務局の説明どおりで間違いなく、受理番号1番については、20年以上前から牛舎及び農業用倉庫として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合せて確認いたしました。受理番号2番については、やはり20年以上前から店舗の敷地として利用されており、平成2年11月5日撮影の国土地理院発行の空中写真と合わせて確認をいたしました。申請地は周辺農地に迷惑がかからないことから問題はないと思われまふ。また、添付書類を確認しましたが問題ありませんでした。よろしくご審議をお願いします。

○議長（加納 昭君） はい、これで調査委員の調査報告を終了いたします。これより質疑を認めまふ。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） はい、それでは質疑なしと認めまふ。これで質疑を終了いたします。これより、議案第4号、「現況証明願いに対する証明書の交付につて」を採決いたします。本案は、申請書のとおり証明書を交付することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めまふ。

よって本案は、申請書のとおり証明書を交付することに決定いたしました。

---

## 日程10 議案第5号 稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について (利用権設定)

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定について（利用権設定）」を議題といたします。なお、議事参与制限規定に該当する案件がございますので、事務局は受理番号1番を除いて説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） よろしくお願ひします。

10ページをお開きください。

議案第5号、「稲敷市 農用地利用 集積計画 に対する意見決定について（利用権設定）」です。本件は、農業経営基盤強化促進法第18条 第1項の規定による利用権の設定で、今回は、新規設定が、13件、61筆、127,061平方メートル、再設定が6件、52筆、98,973平方メートル、合計19件、113筆、226,034平方メートルについての利用権の設定です。

新規設定分について、ご説明いたします。

受理番号2番、八筋川字ト杭、田1筆、1,223平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が7年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,118アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号3番、伊佐部字伊佐部ほか1地区、田4筆、9,907平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が6年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積583アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、120日の認定農業者です。

受理番号4番、橋向字橋向ほか2地区、田14筆、23,689平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積686アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

11ページをお願いします。

受理番号5番、佐原組新田字高丸、田10筆、15,878平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が5年、小作料は10アール当たり、2.5俵、設定を受ける者は、経営面積907アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号6番、八千石字八千石ほか1地区、田4筆、4,857平方メートル、

受理番号7番、八千石字八千石、田1筆、938平方メートル、

受理番号8番、上須田字上須田、田1筆、6,329平方メートル、

受理番号9番、八千石字八千石、田5筆、3,445平方メートル、

受理番号10番、下須田字神田ほか2地区、田8筆、15,925平方メートル、いずれの5件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,469アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。

受理番号11番、上須田字上須田、田4筆、17,879平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積639アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者

者です。

受理番号12番、上須田字上須田、田4筆、15,661平方メートル、  
受理番号13番、上須田字上須田、田4筆、7,300平方メートル、  
いずれの2件は、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,279アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、200日の認定農業者です。

受理番号14番から19番については、再設定ですので議案のとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定につて（利用権設定）」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君） 賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたします。

○議長（加納 昭君） 続きまして、議案第5号、受理番号1番ですが、農業委員会等に関する法律第24条の議事参与の制限規定に川島 昇委員が該当しますので、8番川島 昇委員の退室を求めます。

〔川島 昇委員退室〕

○議長（加納 昭君） それでは事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君） 10ページをお開きください。

受理番号1番、堀川字丑新田、田1筆、4,000平方メートル、新規設定で、利用目的が、稲、期間が10年、小作料は10アール当たり、2俵、設定を受ける者は、経営面積1,830アールの水稻を作付けする農家で、農作業従事日数、300日の認定農業者です。以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

よろしく、ご審議を お願いいたします。説明を終わります。

よ

○議長（加納 昭君） はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君） それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第5号、「稲敷市農用地利用集積計画に対する意見決定につて（利用権設定）」

受理番号1番を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（加納 昭君）審査が終了しましたので、8番川島 昇委員の入室を許可いたします。

〔川島 昇委員入室〕

---

日程11 議案第6号 稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定  
について

○議長（加納 昭君）続きまして、議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

飯島補佐

○農業委員会事務局補佐（飯島伸生君）15ページをお願いします。

議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」農業委員会等に関する法律施行令第3条第2項の決定に基づく稲敷市農業委員会の意見決定については本日開催の審査会における審査結果を整理・集計をし、1月31日に稲敷市選挙管理委員会に送付することをご承認していただきたくお諮りいたします。また、送付いたしました審査結果につきましては2月開催の稲敷市農業委員会総会時に報告いたします。以上です。

○議長（加納 昭君）はい、これで説明を終了いたします。これより質疑を認めます。質疑ありませんか。

〔(なし) との声あり〕

○議長（加納 昭君）それでは質疑なしと認めます。これで質疑を終了いたします。

これより議案第6号、「稲敷市農業委員会委員選挙人名簿登載申請書審査意見決定について」を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（加納 昭君）賛成多数と認めます。

よって本案は、申請のとおり意見決定いたしました。

---

○議長（加納 昭君）以上で本日の日程はすべて終了いたしました。慎重審議をいただきましてありがとうございました。

皆さんにお諮りいたします。

本定例会中の議案等にかかわる字句，数字，その他の整理を要する件については，その整理を議長に一任することに異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（加納 昭君） それでは異議なしと認めます。

これをもちまして，平成26年1月の稲敷市農業委員会総会を閉会といたします。  
ご苦勞様でした。

午後4時閉会

稲敷市農業委員会規則第12条の規定により署名する。

議 長	加 納 昭	㊟
-----	-------	---

---

18番委員	山 口 幸 一	㊟
-------	---------	---

---

19番委員	宮 本 善 助	㊟
-------	---------	---

---